



事務所だより8月



◆京の七夕・送り火・地藏盆◆

京の七夕は、仏教会と京都市と京都府が連携した市民参加型の祭り。

事務所の近くの堀川では、上はLEDが煌めく「光の天の川」、下は「いのりの星」(プラスチック球にLEDを内包したもの)・・・考えただけで、きら☆きら☆きら☆油小路通りも手作りの和紙のあかりで演出されます。二条城が夜間19:00-21:00一部無料開放されます。↓↓詳細はここで↓↓

夜の散歩に、
でかけましょう。

<http://www.kyoto-tanabata.jp/index.html>

◆後期高齢者医療制度のこれから◆

75歳以上の高齢者の方などを対象とした「後期高齢者医療制度」が、平成20年4月から施行されています。

厚生労働省は7月23日、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度の中間とりまとめ案を、有識者でつくる同省の「高齢者医療制度改革会議」に示しました。75歳以上を切り離した今の制度は平成24年度末で廃止する。同省は年末に最終案をまとめた上で、来年の通常国会に関連法案を提出し平成24年度に新制度をスタートさせる考え。

社労士だから、医療保険についていろいろ質問されますが、こんなに制度がころころ変われば・・・私も大変・・・

◆平成22年7月1日から施行 新入管法◆

新たな制度では、在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了までに終了しない場合には、その外国人は、その在留期間の満了後も、処分がされる日又は従前の在留期間の満了の時から2月を経過する時のいずれか早い時まで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができることとなります

新たな退去強制事由として、次のものが加わります。また、資格外活動許可の取消しに係る規定を設けます。

- ・ 他の外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的での、偽変造文書等の作成等を教唆・幫助する行為をしたこと
- ・ 不法就労助長行為をしたこと
- ・ 資格外活動の罪により禁錮以上の刑に処せられたこと

不法就労者を雇った者、それを助けた者、教唆した者まで裁判なしで強制送還することができる!!

◆年金事務所の説明誤り・事務処理の誤り◆

日本年金機構はHPで、「お客様に説明誤りを行った事例集と事務処理誤り等について」を公表しております。

たとえば、

1. 既に受給期間を満たしているお客さまに対し、国民年金の任意加入が必要である等の誤った説明を行いました。
2. 年金を受給するために必要な保険料納付要件の確認が不十分だったこと等から、遺族基礎(障害基礎)年金が支給されないお客さまに対して、支給される旨の誤った説明を行いました。
3. 国民年金保険料の口座振替による前納申し込み期限が過ぎているにもかかわらず、直ぐに手続きをすればまだ間に合う等の誤った説明を行いました。

人のやることだから間違いはあると思います。年金制度も本当にややこしいです。

平成22年(2010)8月

1	日	
2	月	5月決算法人の確定申告 11月決算法人の中間申告 所得税予定納税額の納付<第1期分> 固定資産税<都市計画税>の納付<第2期分>
3	火	税理士試験
4	水	
5	木	
6	金	京の七夕 8月6日(金)~15日(日) 
7	土	立秋
8	日	
9	月	
10	火	7月分源泉徴収額 納付期限
11	水	大渋滞 予想!!
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	大文字 送り火
17	火	
18	水	1級土木管理施工技術検定学科試験合格発表
19	木	
20	金	
21	土	地藏盆
22	日	社会保険労務士試験
23	月	
24	火	
25	水	かき氷 食べたい! でも、つめたすぎて、 頭がキーン 熱中症 に注意しましょう! 
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	6月決算法人の確定申告 12月決算法人の中間申告 7月分社会保険料 納付期限